



松本市海外都市交流委員会の 補助金を知っていますか？

本会では、理念に基づき、松本市の国際交流を促すために、市民(本会会員である個人又は団体)が行う国際交流事業について、対象経費の2分の1以内(上限5万円)の補助率で、補助金を交付しています。みなさんの積極的な国際交流事業実施を応援しています。

松本市海外都市交流委員会
事務局



事務局：松本市住民自治局人権共生課

☎ 0263-34-3220

✉ kokusai@city.matsumoto.lg.jp

MEX
Matsumoto City International Exchange Committee

補助金交付の流れ

01



交付申請



交流委員会に登録の会員または団体が、オンラインまたは申請書にて、実施予定事業の補助金交付申請をします。

【必要なもの】

- ・事業企画書または事業内容のわかるもの
- ・事業の収支予算書

02



交付決定

交付申請後、事務局にて交付決定審査を実施。交付が決定したら、事務局から申請者に交付決定通知を送付します。

【必要なもの】

- ・特になし

03



実績報告



事業完了後、オンラインまたは報告書にて、事業の実績報告をします。

【必要なもの】

- ・事業の報告書
- ・事業の収支決算書

04



交付確定

事業実績報告後、事務局にて交付確定の審査を実施。交付が確定したら、事務局から交付確定通知書を送付し、補助金の支払いを完了します。

【必要なもの】

- ・特になし